

第 14 回青森県男女共同参画審議会議事録

日時：平成 19 年 8 月 28 日（火）

午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場所：ラ・プラス青い森 4 階ラ・メール

1. 開 会

司会：ただ今から第 14 回青森県男女共同参画審議会を開会いたします。開会に当たりまして環境生活部橋本次長からごあいさつ申し上げます。

2. あいさつ

橋本次長：次長の橋本でございます。本日高坂部長は所用のため、代わってごあいさついたします。皆様には常日頃から、男女共同参画をはじめ県政の推進に格別のご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。また本日はご出席をいただき、大変ありがとうございます。

男女共同参画社会につきましては、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意志と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会ということであり、その実現につきましては、国においても県におきましても最重要課題となっております。本日の安倍改造内閣のところをご覧いただいても、きちんと男女共同参画ということが出ておりまして、引き続き国としても力を入れていくということでございます。

県におきましては、平成 13 年 7 月に推進条例を制定しまして、昨年度は県の新たな基本計画である「新あおもり男女共同参画プラン 21」を、3 月 5 日の青森県男女共同参画推進本部において策定したところでございます。この「新プラン 21」の策定に当たりましては、本審議会におきまして昨年 5 月の諮問以来、大変ご熱心に審議を重ねていただきまして、12 月に「青森県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の基本的な方向」ということをご答申をいただきました。

その中で特に青森県の目指すべき男女共同参画社会像、大目標として「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を掲げられたことは、県と県民が一体となって男女共同参画の実現に向けた取組みを推進していくためのよりどころとして、大変意義深いものがあると考えております。皆様方のご尽力に、改めてお礼を申し上げます。

本日はこの「新プラン 21」を着実に推進していくために、県が設定いたしました指標ということにつきまして等を議題としておりますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、男女共同参画社会の実現に向けまして、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いたします。

司会：ここで、新しく委員となられた方をご紹介します。平成 19 年度に入りまして

から、人事異動等によりまして5名の方に新しく当審議会委員をお願いしております。あいうえお順にご紹介申し上げます。

まず青森県町村会長として、南部町町長の工藤祐直（くどう すけなお）様です。前任の中泊町長の小野俊逸（おの しゅんいつ）様の町村会長の退任に伴い、新たにお願いいたしました。

次に、社団法人青森県経営者協会専務理事の齊藤敏郎（さいとう としお）様でございます。前任の佐藤正勝（さとう まさかつ）様の退任に伴い、新たにお願いいたしました。

次に青森労働局雇用均等室長の本間玲子（ほんま れいこ）様でございます。4月1日付の人事異動により、前任の熊倉澄子（くまくら すみこ）様に替わってお願いいたしました。

次に青森県高等学校長協会会長として、県立青森高等学校長の三上順一（みかみ じゅんいち）様でございます。4月1日付の人事異動により、前任の佐藤紘昭（さとう ひろあき）様に替わってお願いいたしました。

次に日本放送協会青森放送局長の吉村聡一郎（よしむら そういちろう）様でございます。人事異動により、前任の海老名徳雪（えびな のりゆき）様に替わりお願いいたしました。

なお、ただ今ご紹介いたしました方々の委嘱期間は前任者の残任期間の平成20年1月30日までとなっております。

次に事務局を紹介いたします。先程ごあいさつ申し上げました環境生活部次長 橋本都です。青少年・男女共同参画課長 二瓶正 です。青少年・男女共同参画課男女共同参画グループリーダーの前田基行です。本年4月から県庁の組織再編に伴いまして、DV予防を含む一連のDV業務が、健康福祉部の所管となりましたので、DV関係を担当する健康福祉部こどもみらい課家庭支援グループリーダーの齋藤道明が出席しております。

次に会議内容の公開についてお願い申し上げます。本日の審議会におけるご発言は、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日県のホームページに公開することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

ここで会議の成立につきましてご報告いたします。会議は青森県附属機関に関する条例第6条の3に基づき、半数以上の出席を必要としておりますが、本日は岩谷委員、内海委員、齋藤和子委員の3名の方が欠席され、また成田委員につきましては都合により遅れるとの連絡が入っておりますが、過半数の出席がございますので会議は成立しております。

それでは議事に入らせていただきますが、青森県附属機関に関する条例第6条の2に基づき、会長が会議の議長となることが規定されておりますので、この後は佐藤会長に議事を進めていただきます。それでは佐藤会長、よろしくお願いいたします。

議長：皆様こんにちは。大変ご無沙汰しております。前回の会議から早8ヵ月が過ぎました。今年は特に夏が暑くて、皆様にはお忙しい中、しかも暑い中、審議会にお出かけいただきまして大変ありがとうございます。心からお礼申し上げます。

先程ご紹介がございましたけれども、今年最後の審議会になりますけれども、前任の委員の方々の退任等に伴いまして、新しく委員にご就任いただいた方が5人いらっしゃいます。本来でしたらお名前だけではなくて、ここにご出席の委員の方々皆様にお一言ずつ自

己紹介をしていただきたい。それで話し合いを進めたいと思っておりましたが、今日は結構案件がございまして、時間の見通しがたちませんので、まずは議題に入らせていただきまして、その後時間的な余裕がありましたら、一言ずつごあいさつをしていただきたいと思っております。そのようなことで進めたいと思いますが、まず議事に入ります前に一言ごあいさつさせていただきたいと思えます。

先程次長さんからもお話がありましたけれども、今年の夏はただ暑いだけではなくて、政治情勢も大変過熱しまして、昨日内閣改造人事が発表されまして、いよいよ国会の審議が始まります。政治情勢も混沌としておりまして、今後どのような方向に進むのかということは予断を許さないと思えますが、ただ、今社会全体の大きな課題になっていきます格差の問題ですとか、少子化の問題等の解決の1つの方向性を示しているのが男女共同参画社会の実現だと思えます。ですから色々と混乱は、それから行きつ戻りつはあるかもしれませんが、この時期には、私はこれまで取組んできた立場からも、男女共同参画社会の実現の必要性が今こそ認識されるべき時はないのではないかとと思っております。このような時期にあたりまして、青森県におきましても新しいプランが策定され、この4月からそのプランに基づいて様々な施策・事業等が展開されております。

今日は、8月になりましたけれども、新年度ということでこれから事務局の方々に、まず新プランに基づいて、これから県が推進していく1つの大きな数値目標になります指標についてご説明していただきたいと思えます。それを通して、新プランに基づく新しい県での施策、どのような施策・事業を進めていくかということについてご理解いただいた上で、この中で協議して意見を新たに出していければと思っております。どうぞご協力をよろしくお願いしたいと思えます。

3. 議題

(1) 新あおもり男女共同参画プラン 21 に関連する指標について

(青少年・男女共同参画課)

① 新あおもり男女共同参画プラン 21 に関連する指標の設定について

議長：前置きが長くなりましたが、早速議事に入らせていただきます。先程事務局からのご案内がありましたように、まず次第に従いまして、今もちょっと申し上げましたけれども「新あおもり男女共同参画プラン 21 に関連する指標について」事務局からご説明をお願いします。よろしくお願ひいたします。

事務局（前田）：それでは私のほうからご説明させていただきます。資料につきましては「資料1」という1枚ものですが指標と、併せまして「新プラン 21 の概要版」でございまして。それと「資料3」の登用率についても一緒にご説明させていただきたいと思えます。従いまして議題(1)の①「新あおもり男女共同参画プラン 21 に関連する指標の設定について」と②の「各種審議会等への女性の登用状況について」を併せてご説明させていただきます。

資料に入る前に経緯を説明させていただきたいと思えますが、次長のあいさつにもあり

ましたが、昨年度本審議会から青森県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する基本的な方向をご答申いただきました。その後、計画を決定するために、知事を本部長とする青森県男女共同参画推進本部において、これは県の庁議メンバーによる会議ですが、そちらに新しい指標と一緒に実は提案し、そこで本来2月5日に提案し決定すれば、昨年度中に新たな指標も決定できたところなのですが、実はその2月5日の推進本部において、本部メンバー、委員、庁議のメンバーから、指標と新たな新プランと、青森県の総合計画「生活創造推進プラン」、これらとの整合性について、特に指標との関係で色々ご意見が出まして、そういった意見をまた持ち帰りまして、計画そのものはご答申いただいたものですから、この計画に沿ってやるということをご理解いただいたのですが、指標の作り方についてはもう一度事務局で検討してみたいということ、改めて3月5日にまた青森県男女共同参画推進本部を開催し、そこで基本的な計画のみを「新あおり男女共同参画プラン 21」の策定を決定させていただきました。

指標については年度も変わって、実は今申しました生活創造推進プランの実実施計画というのがちょうど後期の分がありまして、これが新年度に見直しされるということで、こちらとの整合性を十分図りなさいという指示が出ました。この中にも、後ほど説明しますが、色々な県庁目標値が出ています。その目標との整合性をどう図っていくかということで、年度が変わりまして改めて県庁内で議論させていただいたところでございます。

その後県庁内の推進本部の下に推進会議、それから各担当グループリーダー等を集めた会議を開きまして、その指標に関する会議を開いた後に、去る8月2日の男女共同参画推進本部、庁議でございますけれども、8月2日の庁議で指標のみについて新たに決定を見たところでございます。

本日はこの「新プラン 21 を着実に推進していくための指標について」ということをご説明させていただくと、ちょっと長くなりましたけれども、そういった再度指摘等があった中で指標をお諮りしたということをご理解いただいた上で、説明させていただきたいと思っております。

概要版と「資料1」と併せてご覧いただきたいのですが、まず項目を説明する前に各指標設定の前提となる考え方についてご説明させていただきます。まず「資料1」の2行目でございますけれども、そもそもこの指標とはなんぞやということなのですが、新プラン 21 の着実な推進を図るため設定させていただきますということです。今申しましたように8月2日に開催しました青森県男女共同参画推進本部で決定したものでございます。

本日の審議会においては各項目の設定趣旨や現状値、それから目標値の考え方をご報告させていただきますが、今後の推進本部や当審議会などで毎年度の現状値の推移を検証していただき、新プラン 21 の推進状況に関するご意見を頂戴し、県の各種施策の円滑かつ効果的な推進と進行管理に資することとしてございます。

また各項目の現状値の推移やそれぞれの会議の内容は、その会議の都度公表させていただき、市町村や関係機関の施策にも反映させていただくよう期待するものであります。なお県庁の関係各課が取り組んでいく具体的な施策や事業については、毎年度作成している青森県の男女共同参画の現状と施策、先程資料で説明しましたが、新たに委員になられた皆様にお配りしたこちらでございますけれども、これは昨年度版なので今のとは合っていま

せん。昨年度までの旧プランの体系に合わせたものです。いわゆるこれを白書と呼んでいますが、この中で 19 年度版を新しいプランの体系に組み替えて作ってございます。一応年内に作成するスケジュールで取りまとめ作業を行っておりますので、年内には郵送等によってお知らせできるかと思えます。その中に県の具体的な、各課が行っている事業、施策等を盛り込んでいきたいと考えてございます。

「資料 1」の一番下の※印に目を移していただきたいのですが、まず 1 ですが、指標項目の選定は何度か申しました県の基本計画である生活創造推進プラン、この中で期待値というものを掲げてございます。これは県と県民がともに目指す目標値ということでございますが、これと先程お話ししました県庁目標、実施計画の中で策定された県として目指す具体的指標、県庁目標でございますが、これを元に新プランの推進状況を検証できるものとして選定いたしました。なお、「資料 2」の新プランの概要版のいちばん裏面をご覧くださいなのですが、こちらのこの図、一番下のところに男女共同参画の推進は「青森県が目指す 5 つの社会像を実現するための仕組みづくり」であるとされておりますので、それぞれの整合性に配慮しつつ、目指すべき方向性に相応しい項目を選定しましたということでございます。

次に※印の 2 でございますけれども、目標年度は新プラン 21 の計画期間である平成 19 年度から 23 年度までとしてございますが、生活創造推進プランの計画期間の終了が 20 年度となつてございますので、諸情勢等を考慮して生活創造推進プランの改定作業と連携しつつ、改めて見直し作業を、来年度ということになりますけれども、行いたいと考えてございます。前置きが長くなりましたが、それでは各項目の内容を説明させていただきます。

まず基本目標 I 「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」に関する指標としまして、ひとつは県審議会等への女性登用の比率でございます。これは県の附属機関等の審議会等に占める女性委員の比率でございますが、あらゆる分野での政策方針決定過程への女性の参画を進め、拡大するよう、県が率先した取組みを示す指標として旧プランから継続してございます。目標値は生活創造推進プランの期待値と同数の 50% としています。

後程議題②のほうで詳しく説明させていただきますけれども、実は現状値は 9 割以上の委員が充て職となっている審議会を除く登用率を掲げてございます。それが平成 18 年 4 月現在で 40.4% ということでございます。それからもうひとつの指標については基本計画市町村策定割合でございます。これは全市町村数に対する男女共同参画基本計画を策定した市町村の割合です。法的には努力規定となっているものですが、個々の市町村における取組みの指針となる基本計画の策定が、本県の男女共同参画社会の形成につながるということから、旧プランの指標から継続しました。市町村基本計画は 18 年 4 月現在で 17.5%、40 市町村中 7 市町です。23 年度の目標値は生活創造推進プランの県庁目標と同じ 40% としてございます。

それから基本目標の II でございますが、「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」に関しては、まず年間総労働時間、それから家族経営協定締結農家数、それから放課後児童クラブ等数を指標項目としてございます。年間総労働時間は事業規模 5 人以上の事業所における 1 人平均年間総労働時間です。最近は仕事と生活の調和を意味するワーク・ライフ・バランスを推進しようという動きがありますが、男女が職場・家庭・地域において調

和のとれた生活を送るための労働環境の改善につながる新規の指標として取り上げました。目標値は労働時間の短縮を目指すものとして生活創造推進プランの期待値として掲げられている 1,800 時間としてございます。

次の家族経営協定締結農家数は、農業経営における役割や労働条件等を家族間で取り決める家族経営協定を締結している農家数です。農業に従事する女性がその持っている能力を十分に発揮し、地域の意識改革や働く環境の改善につながる指標として旧プランの指標から継続しました。目標値は生活創造推進プランの 20 年度の現状目標が 700 戸ですが、農林水産部のほうから現状値の約 2 倍は大丈夫だということで、1,000 戸を 23 年度の目標値としてございます。

次に放課後児童クラブ等数については、放課後の子どもに安全で健やかな活動場所を確保し総合的な放課後対策として実施されている放課後児童クラブ数と、放課後子ども教室のうち平日の放課後に活動している教室活動を合わせたものです。実は放課後クラブのほうは厚生労働省の所管で、子ども教室のほうは文部科学省の所管事業ということでございます。働く女性が増えている中であって、職業生活と家庭地域を両立させる環境づくりの状況を示す指標として旧プランの指標から継続しました。なお、生活創造推進プランの県庁目標は放課後児童クラブのみが掲げられており、県庁目標は 266 ヶ所でございますけれども、本指標ではこれに文部科学省所管の放課後子ども教室を加え、23 年度の目標値は県内全小学校区の 75%を見込んだ 280 ヶ所と設定してございます。

次に基本目標Ⅲ「男女の人権が推進・擁護される社会の形成」に関しては、DV、ドメスティック・バイオレンスの相談の解決率、乳児死亡率を指標項目としました。DV相談の解決率は女性に対する暴力を許さない環境づくりを進めるための新規の指標として取り上げ、当然 100%の解決率を維持するということが、目標としてあります。それから乳児死亡率につきましては、男女が互いの身体的特性を理解し尊重しつつ、特に女性の妊娠・出産に伴う健康上の適切な配慮にかかる指標として旧プランの指標から継続し、3%を下回らないことを目標としております。

それから基本目標のⅣ「男女共同参画社会づくりに向けた意識改革」でございますが、職場や家庭における男女共同参画が図られていると思う人の割合と、学校支援ボランティアを導入している小中学校の割合を指標項目としました。まず男女共同参画が図られていると思う人の割合は、青森県民の意識に関する調査結果で、そのまま男女共同参画にかかる県民意識を把握できる指標として、また学校支援ボランティアを導入している小中学校の割合は、地域住民により学校支援がなされている小中学校の割合で、人権意識の男女平等感を育てるために教育の果たす役割は重要であるという教育の観点と、男女が共に積極的に地域活動に参加することにより、地域住民が直接人づくりにかかわるボランティア活動の意識を示すものとして新規の指標として取り上げました。いずれも生活創造推進プランの期待値及び現状目標値をそのまま 23 年度の目標値としてございます。

最後に基本目標Ⅴ「国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進」という取組みの傾向を示すに相応しい施策として、国際交流ボランティア登録者数を指標としてございます。これは国際交流協会における通訳やホームステイのボランティアの登録数で、世界のあらゆる分野でグローバル化が進む中、国際的な視野に立った男女共同参画の形成を目指すた

め、国際交流への理解と国際的視野を自発的に養う人材が増えることを示す指標として、新規に取り上げました。目標値は生活創造推進プランの県庁目標をそのまま 23 年度の目標値としてございます。

② 各種審議会等への女性の登用状況について

事務局（前田）：議題①の説明については以上でございますが、この指標とも関連しますので、引き続き議題②の登用率について説明させていただきます。この登用率については特に庁議等でも特出しで報告させていただいておりますけれども、この資料については平成 19 年 4 月 1 日現在の登用率を記載してございます。

①の指標目標でも触れましたが、これまで県の全ての審議会の委員を対象に女性登用率を比較して参りましたが、実は平成 17 年度は 53 名の定員のほとんど全てが充て職とされている国民保護協議会というものが新設されました。その際、この資料を見ても下のほうの全審議会の 17 年度と 18 年度の比較をご覧いただくと分かるのですが、この 18 年度に一気に、登用率が国民保護協議会ができたために引き下げられてしまいました。

このように全ての審議会の委員を機械的に比較しては、必ずしも男女共同参画の推進に取り組む県の姿が適切に反映されていないのではないかという反省から、18 年度の現状値から、委員の 9 割以上が充て職の審議会を除いた女性委員の比率で指標を検証していこうということといたしました。その結果、19 年度は前年度より 0.3 ポイント上昇し、40.7% となっております。審議会全体の定数が行革等でどんどん減っている、審議会そのものを減らしてございますので、定数そのものが減っていく中で女性の登用率が前年より上昇したということは、男女共同参画に対する県庁各部署の理解と努力の表れであると考えてございます。

なお、下の表には従前通りの全審議会の委員数を載せてございますが、必ずしもこのことをあきらめているというわけではなくて、本年 4 月 1 日現在の登用率は前年並みの 32.6% でございますけれども、5 月の庁議の中で、先程言いました知事と各部署長が出ている庁議ですが、こちらで当環境生活部長のほうから各部署長に対して、国の法令に基づく職務指定、いわゆる充て職でございますが、に關しましての特段の配慮をするよう、内閣府から各省庁に通知されています。県内では各種団体の長に限らずその団体内で活躍している女性の役職員を積極的に審議会の委員に登用して欲しいと口頭で申し入れまして、充て職を除くという比較検証で報告させてもらっているのですが。

努力の過程においてはそれら全審議会においても、当然国民保護協議会のような、充て職が 53 名のうち 52 名が男性になってしまうというような審議会であっても、その団体で女性を登用できるような余地があるのであれば、是非積極的にして欲しいということをお願いしてございます。

一応私のほうから 2 点について、以上でご説明を終わらせていただきます。

議長：ちょっとたくさんの方が説明されたと思いますが、この指標を設定する経緯等についてもご説明していただいた上で各指標について目標値を掲げていただきました。この

点につきまして皆様から率直なご意見を伺いたいと思います。質問でも結構ですし、確認あるいは要望でもかまいませんので、何でもご自由にご発言いただきたいと思います。

どうぞ。はい、どうぞ。

蝦名委員：蝦名と申します。今指標等について説明していただきましたけれども、ちょっと私、前回の審議会の時に気になっていたことがありました。それは、この新あおもり男女共同参画プラン 21 というのが出来てきました。そしてその中を見てみますと、計画の体系図を見ますと分かるのですけれども、基本目標があって重点目標があって、施策の方向まできちんとこの冊子の中には書かれてあります。

その施策の方向から、やはり具体的な施策がどういうものがあるのか、そして主要事業、担当部局というものがこの新しいものができる前のプランの中には、そこまでちゃんと書かれていたわけですが、今回はそこまでは書かれてはいません。そして 12 月の審議会の時のことでしたので、自分の記憶も確かではなかったもので、私は議事録をもう 1 回見てみました。そうしたらその事について、今年の 6 月頃を目途に整理して、8 月の審議会に、今日ということですが、審議会で審議してもらおうということであったと思うのですけれども。それについての資料は何も出されていないので、これはどのようなことになったのかなということを思っています。

その具体的な施策というものが明らかにされなければ、やはり進めていく上では何処の課がどのようにしていくのかということが分からないわけですよ。進めていくほうにしても、これをどう進めていけばいいか分からないことになると思います。また私は、町村部のほうから来ておりますので、県のそういうきちんとしたものがやはり町村部にとっては、これからの男女共同参画を推進していく上では、そういうことがないと何をどうしていいのか分からないと思います。

実際私も、町村のほうでは少しそういうことに関わっているものですから、県のこういうことの実績がしっかりと行うという前向きな姿勢で、これとこれとこれはこういう風にして行うのだよということを、しっかりと県民に示して欲しいなと思っているので、そのところを、整理されたのか、今は途中なのか、その辺をちょっと伺いたいなと思います。

議長：どうもありがとうございました。今のご質問の趣旨はお分かりでしょうか。事務局の。もう 8 ヶ月になりますが、前回の答申をした時の協議の中で、事務局のほうからもお話があったと思いますが、今回新しく作りましたプランでは、最初のプランの中では具体的な施策と事業名、その担当課まで記載されたものとしてプランを作っていたのですが、今回は、部会長の内海先生がいらしゃいませんけれども、部会の中での協議も踏まえて今具体的な事業等については、実施計画ということで別に作るようになっておりました。ですからそれを、策定が年度を明けて予算等ではっきりした段階が恐らく 6 月頃だろうから、その時点で取りまとめたものを送付していただくと同時に審議会で諮るといいですか、協議するというそのような手順になっていたということですよ。

だからそのあたりについて、先程も一部庁議で色々あったということはお話があった

と思いますが。もう少しその当たりのことをどのような経緯になっているのかと、それから、これからどんな風にそれを進めていくのかということ、先程もおっしゃったかもしれませんが、もう一度今後の作業予定等についてご説明いただきたいと思います。

事務局（前田）：経緯がちょっと輻輳しているものですから、きちんと伝わらなくて申し訳ございません。まず進行管理、いわゆるこのプランの進行管理ということでございますけれども、このプランそのものの本編の中で「基本計画に基づく具体的施策および事業計画を策定し、施策の推進状況を検証するとともに、男女共同参画の現状について把握・分析を行い、それらを公表し、施策の進行管理に努めます。」というふうに、これ概要版にはちょっと載っていないのですが、本編のほうにはそういう書き方で載っています。

いわゆる進行管理については、ちょっと繰り返しますが具体的施策と事業計画でやるのですよということ、まさにおっしゃったとおりなのですが、県では新プランの着実な推進を図るということで指標を決定して、庁議（推進本部）にそれをかけて、まずそこを目標、県庁内の事業が関係課が目指す目標として進もうということをやったわけなのですが。その時に実は目標の捉え方そのものに、県庁内でなかなかコンセンサスが得られていない部分があります。具体的に言いますと、例えば労働時間の短縮がなぜ男女共同参画なのか。学校ボランティアの導入がなぜ男女共同参画なのか。国際ボランティア数を増やすことがなぜ男女共同参画になるのか。という説明が、我々の説明不足もあるのですが、県庁で仕事をしているとなかなかすんなり受け入れてもらえない部分があるなというのを感じました。

実際にそういうことがあって、もう1回指標を見直そうと、それから、1つは全体の総合計画ですね、こちらの総合計画と目標があまりにも乖離してしまうと、そもそもどっちを目指すのかという根本の問題になってしまいますので、そこの整合性を図ろうと。項目と目標については、両方の整合性を図ろうということでの議論だと思います。

実は担当者会議のところで、なぜ学校支援ボランティアを導入している小中学校の割合が、男女共同参画社会の推進に資するのかということ、逐一担当課に行って説明させていただきました。そういう説明の中で、「ああ、そういう方向なのだ」と。要するにそこで説明したのは、これまで社会的に女性が主に参加している、例えばPTAだとか学校の環境ボランティアだとか、女性に任されているようなものを増やすということは、当然男性がそこに入って来なければならないわけですから。そういういわゆる固定観念ではなくてそういった男女が共に支えあうというところで、ボランティアを増やしていくことが男女共同参画なのだ。「ああ、そうなのか」と、初めてそこで担当課に理解していただくという状況も、これまでやってきたわけでございます。

そういった中で、じゃあ先程申しました事業計画・実施計画とズバリいけるかという問題になった時に、実は実施計画というふうに掲げますと、計画ですから目標値はいくらだという、当然そこに行きつきます。その目標値で議論してしまうと、施策をピックアップすること自体がそもそも困難になってしまうと。目標を掲げられることで施策を、立候補することに躊躇してしまうということが生じかねないということも感じています。

それらを感じつつ作業をしていく中で、具体的な事業の検証をどうするかということ

すが、これまでも実は毎年度、この先程お話ししました男女共同参画の現状と施策という、この中で各課の関係事業、今年度の事業予算額を含めて載せてございます。まさにこれが、先程言いました具体的施策そのものの項目として掲げられるのかなど。第1部のほうには現状値を掲げてございまして、例えば先程の指標の中では審議会の登用率しか言っていないのですが、こちらの現状と施策では、例えば議員の数だとか知事部局の職員の数だとか男女比だとか、色々なもつと多岐に渡った現状値も載せてございます。

その第2部のほうに、新プランの体系に沿った施策を載せることとしています。それで先程ちょっと説明の中で、年度内のスケジュールで非常に遅れてはいるのですが、その現状と施策、これを後程お送りしますというお話をさせていただきました。これを見ると、目標値は実は申し訳ないが載っていません。そういう意味では実施計画ではないと言われるかもしれませんが、ただ体系に沿った県庁の施策を整理して載せるつもりでございます。

そうすると実はお恥ずかしい話ながら、既にこの基本計画の体系で、こちらを開いていただきますと、重点目標が14ございます。各目標の中に、複数の項目がございます。これに本当は全部事業がぶら下がるべきなのですが、実は先程も言いましたが、各課に行ってこの事業はどういう事業で、なぜそこで男女共同参画かということを説明させてもらった上でも、実は事業が入ってこない項目がございます。

いくつか具体的に言いますと、今日欠席されている内海先生に最初にご説明に行った時にご指摘されたのですが、重点目標13の一番下に、本県在住の外国人女性に対する支援というのを入らせていただきました。確かにこれは非常に重要な課題だと思います。ただ県庁に持ち帰って果たしてその本県在住の外国人女性に対する支援をやっているか、やっている事業はなんだ、と探した時に、実はまだ非常に苦労してございます。所管課そのものがどこなのか、から始まって、実際今も作業としてそういうことをやっている状況です。本来は全部にそれぞれ対応した事業を掲げて挙げられればいいのですが、今から申し上げて恐縮なのですが、そういったところもございます。ということで実は施策をまとめて各部局の具体的施策と今年度の事業計画をまとめて、改めて審議会・推進本部で細かな進捗管理に努めていこうと考えてございます。

そういう意味では昨年度の審議のやりとりとは若干軌道修正といえますか、方向が変わっているなということをご理解いただきたいと思います。だからやると言われつつ、じゃあ各課で予算と事業と、我々が全部予算要求して予算を取るわけではないので、各課がやっている事業を組み替えていってこれを周知して、理解してもらった上で事業計画を、さらに予算要求をとということで動いているというところをご理解いただきたいと思います。

議長：今、ご説明いただきましたが。

蝦名委員。

蝦名委員：何か逆になっているような気がしますね、私は。今まで一年間ちょっとかけて審議会を通しながら、また専門部会の方々もこのプランの改正に向けて取り組んで、非常に積極的に私たちはこういう姿勢で男女共同参画を進めますよと。そういう意気込み、

県のほうの姿勢もそうだったと思います。また私たちもそのつもりで関わってきましたが、何か今のお話を聞いていますと、別のほうの意見とか、周知度とか、そういうことが余りなされていないので、男女共同参画はちょっとそここのところは強くは進められないのですよ、というようなそういう姿勢のように聞こえてなりません。

ですので、やはりそういうことではなくて、私たちは青森県にこの男女共同参画を進めなければならないという、進めたいという強い意志といいますかそういうものを前面に出して、庁内での理解がちょっと得られないようであれば、もっともっと押して説明をちゃんとして分かっていただく。そういう努力というのは、県の内部のほうの事情かもわかりませんが、それは本当にしていただいているものとして私たちはいるわけですよ。全県から集まって来ているわけですので。県庁の中のそういうことに関しては、本当にここに出すまでもなく努力していただきたいと思います。そしてやはり具体的なものを出せないという理由は何なのかなと、私はちょっと理解できないですね。例えば全部が全部しなければならぬ。予算を全部付けなければ作れないというものでもないと思うのです。できるものとできないものがあると思いますが、やはりこここのところは進めたいと、そういう方向でいかないものかなと私は思うのですが、いかがでしょうか。

事務局（前田）：説明が不足したようですが、出せないのではなくて、これを出すのです。ただ6月には、今言ったように施策体系そのものの説明がやっと8月の推進本部で、この指標の基本目標と重点目標を含めた施策の体系が県庁の中で正式決定しましたから、それまで色々やり取りをやってきましたけれども、どの事業がどこに入るのかという説明そのものの作業が新年度になってからの作業になっていますので、6月には間に合いませんでしたが。今年度のスケジュールとしてこの「施策」としては載せます。

今、蝦名委員からご指摘があったように、やっている中で実は、施策の重点目標に掲げていた中の、載ってこない事業というのがあるなというのが分かりました。実は前回の旧のプランでも例えば基本目標のVとかは「施策なし」というのがございました。施策なし、県の中では施策はやっていないと。それがやはり実際に事業となると、予算が伴っていないものは施策としてカウントできないものですから、予算のあるものを基本的に積み上げていくという作業の中でやっています。

そういう意味では色んなものを各課に照会をかけて、とにかくこういう趣旨でこういう方向なのだと、その説明のためにもこういう指標が必要だったわけですが、こういう指標でこっちに向かっているものは何かと。やらないのではなくて、載せるのは載せませし、これも公表します。公表はするのですが、取りあえず今回の会議では間に合わなかったということと、公表した時にこの中に目標値というものは出てこないです。そこをご理解いただきたいと。その目標値は、この指標で方向性を付けて県庁でそっちに向かおうということとでございます。

事務局（二瓶課長）：去年の審議会で、6月と8月という話ですけども、当時のスケジュールを想定していたものは、今年の初め、実際は2月になりましたけれども、2月の審議会でも新プランを了解してもらおうと。併せて指標についても了解してもらおうと。その後、

先程から話が出ています白書のほうの作成ということを想定していたわけです。

ところが先程から何回かお話しありましてとおり2月の審議会では、その指標についてのご意見を推進本部のほうでいただいたと。それで見直しをしたと。けれども新プランそのものはもう18年度末で切れますので、3月の推進本部でプランだけは了解をもらったと。ただし指標については生活創造推進プランとの整合性と、ちょうどその時には生活創造推進プランの後期計画の見直しの時期とバッティングしまして、どちらが先に出しても、後で、合わない数字を出すというわけにはいきませんので、その整合性に時間がかかってしまったということで、結果的に当初見込んだスケジュールよりも実際かなり遅れて、これは県の中だけの話ですけれども、最終的には8月に指標が了解をもらったということで、当初我々が頭の中で考えていたスケジュールよりもだいぶ遅れてしまったと。

そういう意味で今回の審議会には、その具体的な事業等をお示しできなかったと。去年の白書を見ても、10月の日付で出ていますので、新しいプランが決まり、指標が定まれば、年度当初から作業に着手すれば、10月よりもっと早い時期でもできるのかなというような感触を持っていたわけですが、そういう中の事情でちょっと延び延びになってしまったということで、今の蝦名委員からのご意見をいただいたということだと思います。

議長：今、事務局からご説明がありましたように、そもそも当初のスケジュールというのが遅れていて、特に指標化の段階で県の総合プランとの整合性ということで、庁議のほうでなかなかまとまらなかったという、それがあったと思うのですが。ですからそのことを了承しないということではなくて、そもそもこのプランは青森県の男女共同参画を進めるためのプランでありまして、計画に基づく、先程から出ています施策とか実際の事業があってはじめて推進されていくわけですね。ですからどのような事業・施策が行われているかということが分からなければ、私たちはそれについて評価も何もすることができないということが、まず問題です。

だから指標を出していただくことも大事なのですが、今の段階でも結構ですので、新年度、新しいプランに基づいてどのような事業が、この基本目標あるいは重点目標に沿って行われているかの一覧だけでも、早い時期に出していただければと思います。さっきからおっしゃっている白書、年次報告書というのは、その年度に行われた事業の総括ですよ。ですから今は始まったところですので、本来であればこの審議会の委員の任期は1月までですので、本来はこの新しいプランをつくったメンバーでそのプランに基づく事業がどのような事業が行われるかということを確認したい。その作業を行う予定だったわけですよ。それがもうずれ込んでしまっているということですので、私は年次報告書のところまで待つのではなくて、今の時点で新規も含めて男女共同参画の今のプランに沿って行われている事業の一覧で結構ですので、別に目標値等がなされていなくても、あるいは実際の担当課との関係で事業化というのは今調整中ということでも結構ですので、そのようなものをできるだけ早急に出して、今日の審議会にはもちろん間に合いませんけれども、委員のほうにお送りいただきたいと思います。

新しく入られた委員の方にはちょっと経緯がお分かりにならないかもしれませんが、蝦名委員のご意見は大変もつともで、蝦名委員も専門部会の委員としてご尽力いただきまし

た。他の委員もいらっしゃいますが、その時はそのつもりでいましたので、当然出てくるだろうと思って待っていた。その状況の中での今のお話だと思います。そのようなことで取り計らっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（二瓶課長）：はい、それでは説明不足な資料になるかもしれませんが、その事業名だけですと内容が分からないということもあると思いますけれども、速やかに、早急に取りまとめした上で皆様のほうに送らせていただきたいと思います。

議長：よろしく願いいたします。では成田委員。

成田委員（事務局説明中に出席済）：今のことはすごく大事なことで、昨年度、途中経過の中でパブリックコメントをいただき、庁内からのコメントもいただいたものを基に私たちは専門委員会ですごく時間をかけて、予定外の日も集まってやった部分がありました。ですので、そのところの目標値をもって、今年度は評価というところまで見ていこうということを確認した上で答申したはずでしたが、今日はそこのところがなんとなくやむやなお話を、途中からでしたけれども私の捉え方としてはそういう風に聞こえました。

目標値と言ってしまうから庁内で抵抗があるのか、期待度として捉えてくださればやっていけるのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

議長：今のは質問ということで。ただ前提として前もおっしゃったと思いますが、全ての施策事業に数値目標として、あるいは数値を出して進捗状況を検討する、検証するということはもともとできませんので、ある程度は限られていると思うのですが、ただ、具体的にあれですよ、挙げられている指標の中に、例えばこちらの委員会では挙げていた県庁内の女性の職員の登用率ですとか、男性職員の育児休業取得率とか、要するにこのプランそのものに関わる指標というのも挙げてあったと思うのですが、それについてはここでは触れられてはいないのですね。あくまでも県の総合計画との中で掲げられているもので、この男女共同参画プランにマッチングするものを挙げてあるというふうに、ちょっと私なども読み取れるのですが、その当たりのところの質問ですよ。

成田委員：そうです。はい。

議長：ちょっと時間があれですけれども、重要なところだと思いますので確認させていただきたいと思います。もしご返答できれば。

事務局（前田）：まず第1点目の関連事業の一覧についてですが、現状ではこの、新しい委員の方には目の前にお渡ししていると思うのですが、皆さんの手元にはないので私のほうで読ませていただきますけれども。一覧表で157ページに施策の方向、要は体系に合わせた各事業の事業名だけが載っています。これには蝦名委員がおっしゃったように担当課も出ています。ただここには予算額とか数値目標は載っていません。現状でこれにそれを

入れるという計画はありません。

もしこれとは別に、あるいはこの中に目標あるいはそのための予算を入れるとなると、当課のみにおいてその判断はとてできる状況にはないです。実際に推進本部なりにもう一度諮って、当然目標値そのものの性格付けから要は新プラン自体の期待値という言い方と県庁目標という言い方を使い分けています。それを企画課、実は平成 20 年度にこれを見直しですので、どの数字を入れるのか使うのかということ、今各課が集めて、あるいは総合計画審議会のほうでも議論をしてございます。仮に数値を入れてくれという話になると、推進本部にもう一度諮って、この指標ではない数値を入れることとなります。

申し訳ございませんが、この指標そのもので既に 3 ヶ月以上かかっているわけです。我々県庁各部を歩いて、なぜその数値がいいのかということの説明して歩く。ちょうどそれに財政的裏付けがどう付いているのかということをやった上でやっている。中には 700 戸というものを 1000 戸でいいよという課もあれば、もっと下げられないのかという議論の中で、とてじゃないけどこれ以上数値を下げるのは無理だという課もございます。それら全部をこの事業においてやるということは、物理的にもなかなか難しいということをご理解いただきたいと思えます。

議長：今の事務局のご説明のように、やはり目標値にしても期待値にしてもいずれにしても、県庁の庁議を経なければいけないということ、それをそのままプランで協議したとおりに掲げることにはできないということですね。だからその点については、今の状況の中で最大限ご努力いただいた結果だと思えますので、お認めいただきたいと思えます。

事務局（橋本次長）：ちょっと付け加えさせていただくというのは変なのですが、前のプランの具体的施策があってそれをどうということ、今回もそれをしなければならないというのは重々分かっているわけですが、県全体の生活創造推進プランとの年次も違うこともあって、課としては努力しておりますけれどもなかなか上手くいかないところもあります。しかしそういったプラン 21 ができた以上はその進行管理をして進めていかなければならないということで、主だったこの 10 のものを抜き出して、これで進行管理を全体していきながら、具体的な施策や実施計画をきちんと作りながら、そして先程も言いましたように、せっかくプラン 21 を作っても、まだそれが事業化していない施策としてない部分もあるので、その辺もこれから実現できるように努力していかなければならないと。途中でご了解というかこういう風な指標、進行管理をするための指標として認めていただければということでご提示申し上げました。

議長：以上のようなご説明でよろしいでしょうか。ではこのお陰でずいぶん私ども委員の共通理解ができたのではないかと思います、ここに掲げられました指標等について、何かご意見ご要望等ございませんでしょうか。

佐々木委員どうぞ。

佐々木委員：先程も労働時間の関係で、なぜ労働時間を短縮すれば男女共同参画社会なのかという、今さらそんな質問が出るのかなという気もするのですけれども。ここで労働時間の短縮を目標に掲げているのはいいのですけれども、実際一人平均のということになると、何がここで問題になっているかというと、男性の労働時間が長いから家庭になかなか参加できないということ、私たちは今まで話し合ってきたわけですから。ここでただ単に総労働時間が短くなれば男女共同参画ではないのですね。男性の労働時間を短くすることが、このプランの中に入れてあるメインのことなのでありますから、この目標値も男性・女性という分け方をしないと、極端な例を言うと、女性の労働時間が短くなって男性が変わらなくても、労働時間全体としては短くなるわけですから、そのところの目標値を表す場合の重要なところは、男性の労働時間がいかに短くなったかということだと思いますので。その辺を是非、そういう表し方をしてくださるようお願いしたいと思います。

議長：はい、どうぞ。

事務局（前田）：反論というわけではないのですけれども、まさに生活創造推進プランとの整合性を図るといのがその話で、実はそのボランティアのところでもちょっと申し上げたのですが、その総数を増やすという説明しかできなかったのは、逆に言うと生活創造推進プランで取り上げている指標、追いかけている数値がそれなものですから、それと違う分母を持つてくるというのが作業としてなかなか難しい。

要するに私どもとしては生活創造推進プランの年間総労働時間数を減らそうという目標を達成するという事は、具体的に男性と女性との時間比率は出していませんけれども、全体として社会の向かう方向として、男性の労働時間が減っていく方向へ向かうだろうということで捉えないと、分母を捉える手法がないのですね。それは結局うちの課が全ての事業所に同じような作業をして、労働時間を教えてくださいということができないものですから、そこでいわゆる整合性の中でやっていく。

それから、例えば学校ボランティアを支援している小中学校の割合とやっているのも、これも結局この数値を捉えてそれに向かっていることが、社会の方向性としてそっちに向かっていると理解できるだろうということで載せています。非常に歯切れが悪いのですが、確かに我々が、我々の予算で独自に数値を捉えていければ色々なことができるのですが、要は生活創造推進プランの進行管理と併せてその内のどこが男女共同参画に資する方向性なのかということで抽出したということで、ご理解いただきたいと思います。

議長：今のようなご説明だったのですが、男女共同参画という観点からいくと、やはり男性の労働時間あるいは女性の労働時間を別々に把握した上で、目標値といいますかそれを掲げて推進していくのが筋だと思いますが、今事務局のご説明がありましたような状況で、今のところは総合プランに掲げた目標値を掲げてあるということですが、この点について本間委員あるいは齊藤委員は何かご意見ございますでしょうか。本間委員は均等室で女性の労働時間等についてのご見識がおりになると思いますし、齊藤委員も何かございませ

たらご意見を伺いたいと思いますが。

本間委員から。

本間委員：今のお話でございます。男性の育児参加ということを主目的にしたいということでありましたならば、男性の労働時間に着目するというのは1つの重要な方向付けかと思えますけれども、別に女性の労働時間、男性の労働時間というふうに区分するものかというように思いまして、全くそのあたり、男性と女性と、今の労働法制では労働時間の規制は全く異なるものではございませんので、そのあたりの認識は誤解のないようにされたほうがよろしいのではないかと考えている次第でございます。

議長：齊藤委員。

齊藤委員：質問ではなく意見として聞いていただきたいのですけれども。私も新あおもり男女共同参画プラン、これに参加していませんのでその経緯はよく分からないのですが、生活創造推進プランとこの位置づけが、果たしてこういう位置づけでいいのかなと思いません。意見ですので、回答はいりません。

一般的には専門的な計画が後でできても、それを生活創造推進プランのほうの数値を変えるぐらいの気概がなければ、どういう形で生活創造推進プランの中の男女共同参画事業が出来てきたかというのが、まず分からないものがひとつあります。ですからこういうもので、しかも推進本部までできて、そこで見直した数値であればそちらにできるような、事務局ではそこを本当に大変悩まれて、目標値・期待値の項目もこの10個しか挙げられなかったのかもしれないけれども。

片方が20年、こちらのほうが23年ということですので、そのズレもちょっとあると思いますけれども。結果的には生活創造推進プランはがちっとできていますのでやむを得ないかなと思っておりますけれども。なにかしっくりしない、そういう気がします。その辺が進行管理の時に、皆さんと議論しているときに噛み合わないところなのかなと思っておりますけれども。せっかく作ったプランですので、という気持ちはあります。特に私だけの感想ですので、ご回答はいりません。

議長：二人とも急に指名しましたのにご意見いただきましてありがとうございます。ちょっと結論はともかくといたしまして、他にご意見等ございませんでしょうか。

もしなければ、私は1点質問といいますか確認したいのですが、各種審議会委員等への女性の登用状況ということで、新しい登用率の算出方法をお示しになりましたよね。委員の9割以上が充て職の審議会を除くと。そうすると40.7ということで比率が上がるわけなのですが。この算出方法は国及び他県の算出方法と整合はとれているのでしょうか。これまで青森県は、全国1、2位を競っておりまして、それは全国との比較との上で進んでいると評価していたと思うのですが、他の県あるいは国でも、このような充て職を除いた算出方法をとっているのでしょうか。そのことをちょっとお伺いしたいと思います。

事務局（前田）：はい。算出方法につきましては国で統一的な基準はございません。それで昨年の聞き取りで、例えば法律等の充て職とされている審議会を集計対象から除外するなど、何らかの配慮を行っているかという問いに対して都道府県のうち 21 がやっている。そうでないというのは 26 ありました。どっちがいいかというとなんも工夫していないのが確かに多いのですが。

会長がおっしゃった通り、一時期この数字で全国 1 位になったというのは確かだと思います。それはもう、ものすごく素晴らしい数字だったと思うのですが。最近逆に何か、国では競争させているわけではないから、順位は公表していないのですよ、実は。ただやはりそこを政策として掲げて非常にがんばっていらっしゃる都道府県さんもございます。そういうのがちょっとあまりに、行き過ぎているとは言いませんけれども、非常に努力しているところは相当の数字を出しているということがございまして、なかなか順位を争うと難しいなというところがあるということをご理解いただきたいと思います。

議長：私は別に順位にこだわったわけではないのですが、今の状況で分かりました。それともう 1 つこれのことに關してなのですが、先程充て職を入れた場合に、充て職がほとんど男性の委員で占められていると割合が下がるわけですね。そのことの実態を示す意味でも充て職を入れた審議会の登用率と、今のそれを抜いた登用率というのを並行して、同時に並列的に示してはいかがでしょうか。そうするとこれが入っていない充て職が圧倒的に男性が多いということの 1 つの明らかな数字になると思いますので、これはご提案ですがご検討いただければ。

事務局（前田）：それにつきましては、今回指標については充て職でやったのですが、毎年度県の庁議に 4 月 1 日の数字をご報告させていただいております。それについては今お配りした資料の 2 と同じように、指標と目標においてはこうこうこうで、県庁の努力の結果というのが表われるようにさせていただきました、ということはしているのですが、併せて全体の審議会の登用率についてもご報告させていただいております。これについてはこういう審議会の席でもそうですが、むしろ積極的に報道機関のほうに公表させていただいて、我々の主張といいますか県の各部署局長さん方にもご努力いただきたいと思います。

議長：どうもありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。

再三申し訳ないのですが、私からもう 1 つ。基本目標Ⅳの 8 の指標項目と目標値なのですが、23 年度までに職場や家庭における男女共同参画が図られていると思う人の割合が 30%ということで、18 年 7 月に比べると倍の数値が掲げられていますが。内容のところで目標値は生活創造推進プランに掲げた値ということですよ。この先程のご説明だったこの生活創造推進プランは 20 年度で終了して、新たなものが設けられるわけですね。その時にもやはり 30%ということになるのでしょうか。

事務局（前田）：今まさに議論している最中で、非常に達成率が低いということの指摘が

されています。目標が高すぎるのかどうなのか、それは我々の今の審議会の登用率だとか、それから先程ご指摘がありました年間総労働時間なども逆にどんどん目標値から離れていっている現状にあります。それらをどうするのか、今、生活創造推進プランのほうでまさに真摯にご議論いただいているところでございます。

議長：それからもう1点、私からというよりも基本目標Ⅰの2ですね。男女共同参画基本計画策定市町村割合というところで、23年度までに40%という目標値を掲げてあります。この点につきまして今度委員にご就任いただきました工藤委員、町村会長として何かご意見・ご感想はありますでしょうか。

工藤委員：今資料を見て、18年4月現在で17.5%という、7市町でしたか、ということで少ないなあという感じを受けました。私も町村会の代表ということで来ていますので、こういう現状を町村会のほうでも提案しながら23年度40%ということで、これは1つそれぞれの町村が「やろう」という前向きな形になれば一気にいく数字だと思っています。そこを各市町村が早くエンジンをかけて、県のほうからも私もお話しいただいておりますし、そういう中でさらに我々町村会としても取り上げていくことによってスタートが切れば、一挙に達成できる数値でもあるのかなと。

これとは別なのですけれども1点、私は目標数値、これに対して向かっていくというのは当然なことだと思います。ただ数値ばかり追いかけるのではなくて、そこに向かって取り組んでいく。それでもって数値が達成できないのもあると思います。大事なのはやはり目標を持ちながらそれに向かって取り組む、この部分をしっかり見ていくということも大事ではないかと思っています。

議長：大変貴重なご意見と心強いご意見をいただきまして、ありがとうございます。県の事務局等々とも力を合わせて市町村での取組みを進めていくように、私たちも努力したいと思います。他にももしご意見がなければ、この指標に関しての議論についてはこの当たりで締めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ではそのようにさせていただきます。

(3) 苦情等部会委員について

議長：それで当初の予定の時間よりも今の議論が延びましたので、当初はこのあとDV支援計画についてご説明いただく予定にしておりますが、その前に、今回苦情処理部会の委員の交替がございます。そのことについて先にご紹介させていただきます。先程新委員の紹介でもございましたけれども、これまで当委員会の委員として佐藤正勝様が務めていただいております。同時にこの委員会の専門部会であります苦情等部会の委員を務めていただいております。それゆえその後、佐藤委員が退任されたのに伴いまして、新しい苦情等の部会委員の指名が必要になりました。苦情処理の規約・要綱に基づきまして、この部会の委員は会長が指名することになっております。私は審議会の会長として委員長を務

めさせていただいておりますので、私から新たな委員を指名させていただきたいと思いません。色々検討しました結果、新人の委員で大変ご苦勞をおかけするとは思いますが、佐藤正勝委員の後をご就任いただきました齋藤敏郎委員にお願いしたいと思いません。この場を借りてお願いしたいと思いませんが、いかがでしょうか。

齋藤委員：前任者から比べますと相当微力ではございますが、これから色々勉強させていただいて、具体的な業務などはまだ承知していませんが、部会長の下で一生懸命頑張りたいと思いませんので、私でよろしければお受けしたいと思いません。

議長：どうぞよろしくお願いいたします。この場でご承認をお願いいたします。では受諾のお言葉をいただきましたので、齋藤委員には 15 時過ぎに所用で退席されるということですので、先にご紹介させていただきました。どうも失礼いたしました。

では続きましてDV支援計画についてご説明させていただきたいと思いません。先程事務局のほうからご紹介いただきました、こどもみらい課の齋藤さんにお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(2)「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」に係る関連事業の実施状況について (こどもみらい課)

事務局(齋藤)：改めてこどもみらい課家庭支援グループの齋藤といいます。どうぞよろしくお願いいたします。次第に沿って、配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画に係る関連事業の実施状況ということなのですけれども。

その前に先般7月11日に配偶者暴力防止法が改正になりまして、8月21日に国において説明会が行われましたので、急ぎ追加資料ということで1部、改正法の概要ということで配布させてもらっております。それについて若干だけ説明させていただいてから、改めて実施状況のほうを説明したいと思いません。

今回の改正で大きく分けて4点の改正がありました。1つめは市町村基本計画の策定ということで、今まで都道府県のみ義務付けられていた配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が市町村の努力義務となりました。この部分については、国のほうではなぜ努力義務に留めたかというお話がありましたが、その中で行政執行体制や取組みの程度が様々な市町村に対して一律に義務を課すことは適当ではないということで、今回は努力義務に留めたということでした。それが1点目です。

2点目として、配偶者暴力相談支援センターに関する改正ということで、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすること。これが市町村の努力義務となりました。これも努力義務です。適切な施設とはどのような施設かということなのですけれども、市町村の福祉事務所や男女共同参画社会の形成の促進を目的とする事業を行うために、市町村が設置しているいわゆる女性センターなどが考えられるということでした。

それから次に裁判所からの保護命令制度の拡充ですね。これについては大きく分けて3

点あります。1つは生命や身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができるようになったということです。どういう方たちが、ということなのですけれども、今までは身体に危害を及ぼすという部分だったのですけれども、この場合は脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができるようになっております。

生命等に対する被害を受けた被害者が、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいということはどういうことかということで、恐れが大きいとの判断については脅迫の内容や様態の他、被害者と配偶者との関係、配偶者の行動の傾向等を総合的に考慮して裁判所が個別事案において具体的に判断することになるということで、具体的には出ていないのですけれども、要するに裁判所が個別に判断するというようになっております。

それから被害者に対する電話・電子メール等が禁止されるということ。これについては1から8までありまして、面会の要求それから行動の監視に関する事項を告げることなど、それから著しく粗野・乱暴な行動、無言電話、連続しての電話、ファクシミリ、電子メール。ここで緊急・やむを得ないという場合を除くというのですけれども、国のほうの説明では、緊急・やむを得ない理由というのは、被害者の子が急病・急死の場合、それから被害者の子が重大な事件・事故に巻き込まれた場合、自宅に災害が発生した場合等ということになっております。なお配偶者から被害者に対して、例えば離婚手続きについて話し合いたいとか、子どもの親権について話し合いたいというような事項を連絡することは、緊急・やむを得ないという場合に該当しないと説明しておりました。

その次が3番目として、被害者の親族等も接近禁止命令の対象となりますということです。これについて「等」というのは、被害者の心情・安全などを配慮する立場にあるものをいい、職場の上司、配偶者暴力相談支援センターやシェルターの職員のうち、被害者に対して現に継続的な保護・支援を行っている者などが、これに該当するということでした。

最後に4つ目として、裁判所からの支援センターへの保護命令の発令に関する通知ということで、今まで保護命令を発令した場合、裁判所のほうから支援センターのほうに通知等はなかったのですけれども、今後は支援センターのほうに通知するということになっております。施行日は6ヵ月経過した20年1月11日から施行となっております。これがDV法のそれこそ今回、改正案になった主な点でございます。

それでは改めて本題である「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」に係る関連事業の実施状況について説明したいと思います。資料は4-1となっておりますけれども。最初に16ページ、17ページの体系図のほうを見てもらいたいのですけれども。4本の基本目標12本の重点目標ということで、私どもこどもみらい課所管の事業はこの中で19本ありまして、5本は再掲ということで実質14個の事業を所管しております。その部分についてちょっと簡単に説明させていただきたいと思います。他課の事業も全て入っておりますけれども、他課のほうの事業については整理しただけということで、私どものこどもみらい課所管分だけ説明させていただきます。

4ページ目のDV防止広報事業、県民への正しい理解・普及ということで、これは青少年男女共同参画課のほうにいた時からやっている事業を引き続き私どものほうで引き継ぐということです。それこそ19年度はまだ計画段階なのですけれども、キャンペーンを実

施する予定であります。またDVのリーフレットを作成して病院等に配布する予定なのですけれども、今回の改正法を見てからではないと作れないということで、改正法が出ましたので改めて原稿作りから始めたいと思っています。

それからJR時刻表への掲載を行うということにしております。それから5ページ目のアンケートによるDV意識調査ということで、これについては17年度からセーフコミュニティ事業ということで高校のほうへ出かけて行ってやっている中で、高校生からアンケートをもらうということで、19年度も同様に実施したいということです。実は春先に募集したら、6校中5校しか来なくて、もう1校は再募集中です。そういうことで今年も6校の高校のほうへ出向いてセーフコミュニティをやって、そのときにアンケートを取りたいと考えています。

それからその次がそれこそ重点目標ⅢのDVセーフコミュニティということで、今お話したとおり18年度は6校の高校に出かけて行ってやりました。今年は今のところ5校決まって一番早いのが七戸高校、それから五所川原商業、五戸高校、青森西高校、柴田高校ということで5校が決まっております。もう1校については一応8月31日まで再募集ということで、まだ来ておりませんが。

それからその次が6ページのドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会議ということで、実は24日に実施いたしましたDVに係る関係機関等の連絡・調整を図るため、被害者保護対策主管課それから配偶者暴力相談支援センター等が集まって情報の共有とかそういうことをしながら防止対策連絡会議を実施いたしました。

それから基本目標Ⅳの発見通報体制の充実ということで、DVホットラインということで、これについては18年度1,012件、19年度も引き続き事業を実施するというので、これについては女性相談所のほうへ電話相談ということで、電話を設置して相談しております。

それからその次のⅡについては再掲になっておりますので、ここについてはちょっと省かせていただきます。

それから7ページ目の各種研修会等への講師派遣ということで、事業そのものは実は昨年度からなくなったのですが、出前講座等を利用して民生委員さんそれから人権擁護委員さんのほうに今年も出かけて行ってDVについて色々ご説明しております。今年は十和田市それから藤崎町のほうに出かけて、色々私どもが講師となって行っております。

それから8ページの3、子どもの安全な就学の確保ということで、相談を受ける方のためのDV相談の手引きということで、18年度に増刷したということ。ただこの相談を受けるためのDV相談の手引きについては、今国のほうで見直しを図っているということで、それを受けて、また、どういう形にするかというのを改めて検討したいと考えております。

その次が9ページ目の1番、これも再掲ですので省略いたします。(1)も(2)も再掲ですので省略したいと思います。それから10ページ目の青森県母子家庭等就業自立支援センター事業ということで、実は昔、母子センターというのがあったのですがなくなってしまして、廃止いたしました。それで母子家庭のための自立支援センター事業を立ち上げて、それこそ母子会に委託しているということで、今年も一応母子会のほうに委託しております。

それから(1)の(3)DV被害者等身元保証人確保対策事業という。これについてはDVの基本計画を検討する段階で話は出たのですけれども、やはり身元を保証する施設の長とか色々大変ではないかということで、こういう制度があればいいのではないかということで、今回国のほうで制度を作りましたので、それに則って県でもやる予定なのですけれども、受ける側が実は全国社会福祉協議会なのですけれども、そこのほうがまだ中身がきっちり固まっていないということで、それが固まり次第、県としては直ぐに申し込みたいと考えております。これが19年の新規事業となっております。

その次が11ページ目のステップハウスの在り方についての検討ということ。これも基本計画策定の段階で色々お話が出ました。一時保護を受けている方が直ぐに社会に出るのはなかなか難しいのではないかということで、ワンクッションおいてから行くのがいいのではないかということで、今年から新規事業でステップハウス活動支援費補助ということで事業を組んでおります。

それから一時保護DVケースマネジメント強化事業ということで、心理療法の技術を有する職員を一時保護所に週5日間配置して、カウンセリング等により被害者及び同伴児の心理的回復を支援するとともに自立へのケースマネジメントの強化を図るとなっています。これについても19年度も引き続き実施することとしております。

14ページ目の県域における連携ということで、これについては先程と同じ再掲ですので省略いたします。その次が1の2ということで、地域における連携ということで、地域DV関係機関支援連絡会議。これは私どものDVの暴力相談支援センターが福祉事務所のほうに6カ所ありますので、そこで色々各会合を開いているということで、平成18年度は5地区で開催したということです。本年も前回同様に5地区で開催することになっております。この5地区というのは、東地区は女性相談所とありますので。ここではやられてないのですけれども、他の福祉事務所で実施しているということです。

その次が15ページ目になりますけれども、DV被害者シェルター活動支援ということで、これについてはシェルターを立ち上げる時に50万円支援しましょうという事業なのですけれども、これについてはもう立ち上げてしまったということで、18年度で事業を終了しております。

最後が民生委員・児童委員との連携ということで、これについては先程お話しておりますので、再掲ということで省略させていただきます。

それから資料4の2については、これは皆様のほうに体系図をそのまま計画として、それこそ概要版としてつくった冊子であります。その後に皆さんのほうに青森県におけるDV相談等の状況ということで、この概要版の数値がちょっと古いので、新しい数値を差上げております。

以上でとり急ぎましたけれども説明でした。

議長：ありがとうございます。すいませんちょっと時間が押しております、短時間でご説明いただきました。今のことについて、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

どうぞ、内田委員。

内田委員：内田でございます。むつ市から来ているのですけれども、新むつ市の脇野沢で、こどもみらい課のほうの方もいらしていたのではないのでしょうか。「笑い」（青い森のほほえみプロデュース事業）のあれでしたよね。聞きに行ってきたのですけれども、その中で今のお話にあったとても怖い短い映画が放映されたのを見せていただいたのですけれども、本当に心から思ったのは、すぐ間近に結婚するかもしれないという高校生、今日は青森高校の校長先生がいらっしゃいますが、その高校生がただ今の総括主幹さんのお話からお聞きしますと、高校へ見せていただく件数が足りないのですか。どうして足りないのでしょうか。青森県内に高校が沢山あると思うのですけれども。

すごく私、脇野沢で感じたことは、高校生がこの映画を本当に早く見て欲しいなとしみじみ感じまして、中学生などもっと年齢を下げてでもいいのですけれども、様々な懸念されることが沢山あるのですけれども、本当にどうしたら浸透して意識をこれからそういうことをなくすということに対して、脇野沢で放映されたビデオを見ながら是非高校生には全部、予算等もあるのでしょうかけれども、本当に早い時期にこの怖い映画というかそういうことを見せてあげたいなということを感じました。これは感想なのですけれども。

議長：はい、どうもありがとうございました。今のことについて、最初にちょっと全部に回っていないのではないかとというようなお話がありましたけれども、今後の予定等もお願いします。

事務局(齋藤)：確かに予算的な問題もあるのですけれども、実はこの事業そのものについては、国の人権擁護のお金を使ってやっています。内示そのものが遅いので、私たちどうしても学校側に対して後手になってしまうのですよ。そうすれば、だいたい年度初めになれば、もう学校で授業がある程度コンクリートされてしまって。ということで今年はなかったのですけれども、去年は下北で大間高校のほうへ行ってやりました。そういう意味で、やはり学校側である意味事業を固めてしまっているもので、なかなか入りにくいという部分はありました。

議長：今のお話だと、学校側の対応次第で結構やれる可能性があるということなのでしょうか。そのことについては、せっかく今日新しい委員でいらっしゃいます三上順一委員がいらっしゃいますので、その点についてはいかがでしょうか。

三上(順)委員：青森高校の三上です。先程からこの資料を見ると、例えば西北に偏っている高校、あるいはせいぜい5～6校ということで、見ながらまずいなと思っていました。先程お話がありました、学校の年間行事というのはもう11月か12月ぐらいで来年度を決定して、2月ぐらいではもう決めてしまっているのですね。そういう意味ではもう少し早く学校のほうにきていただければ何とかなるのかもしれませんが。

やっぱり租税の説明とか年金の説明とかそういう風なものもちょっと、学校のほうでは取組みが薄いと指摘されています。ただ、学校行事に入れろということだけだとなかなかうまくいかないのです、学校としても例えば授業に関係して、そしてそれに関連したものと

しての学校行事に取り入れるとか。何かしら、十分にパンフレットや文書、あるいはここにあります高校生向けの手引きなど、全員に配布されて、十分に高校に関しての働きかけはあります。また県の校長協会の全体会でも担当の方がおいでになって、全部の高校の校長先生にこれについての説明をしてもらっています。

そういう風に担当の係りの方の積極的な働きかけにもかかわらず、何か参加率が悪いというのは、私もこの数値をみて、どうもまずいなと思っています。これから校長協会会長としても機会がある度に話をしていかにしていただきたいと思います。ただ中には、もう少し後で何かの機会に触れたいと思いますが、小中の放課後の部活動の問題ですとか、あるいはスクールカウンセラーの問題ですとか、そういう点では青森県はちょっと遅れているなというところもありますので、機会があったらお話をさせていただきたいなと思っています。

議長：どうもありがとうございました。でも今のご発言によって、これから恐らく進むだろうと思いますし。やはりDVについて取組んでいますと、先程の内田委員もそうなのですが、急に始まるわけではなくて、小さい頃からの男性と女性の関係がベースにあって、それが例えば恋人関係で付き合うようになった時に、何かのきっかけでそれが始まって継続するというケースがとても多いのですね。ですから早い時期から、指導といいますか啓発を始めるということは、大変重要なことだと思います。そういう点でもいいご発言をいただきまして、ありがとうございました。

その他に今のDV関連について何かご意見ございませんでしょうか。

筒井委員、どうぞお願いします。

筒井委員：校長先生からのお話がありましたけれども、逆に県からの依頼ではなくて学校側からの、前年度といいますかそういう計画を逆に県のほうに持ち出す計画を作って出すということはできないものなのでしょうか。

議長：今の質問は三上委員に対するご質問のようなので。高校側からむしろ県のほうに計画を立てて来てくれないかというふうにできないかと、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

筒井委員：県から学校ではなくて、学校から来年度はこういう計画をしたいのという形で、校長会か何かで諮っていただくという形はできないものかどうかという、質問になるのでしょうか。可能であれば。

議長：可能であれば今の時点で結構ですのでお答えいただければ。

三上（順）委員：できないこともないですが、だいぶ責められている高校側ですが、できないことはないです。自分たちの年間の計画で、あるいは年間の事業としてこういうふうな計画をしているので、例えば交通安全の教室をやりたいとか性教育をやりたいとかとい

う場合には、こちら側から何月頃がいいですかとか、お医者さんや警察関係にお願いしたり、そういうふうなことでは働きかけて自分たちの年間計画を立てています。

ですから、そういうふうなところでは一步ご指摘の通りに、高校側も一步踏み込んだ積極的な学校行事に取り入れるという姿勢では、欠けているかと思います。でもそういうふうに積極的に係りの方をお願いして、各学校でも年間計画行事に取り入れてくださいということは、機会があったら私からはこれからきちんとお願いしていきたいと思います。

議長：どうもありがとうございます。決して批判とか責めているわけではないと思います。お願いだと思いますので、よろしくお願いいたします。他にはご意見ございませんでしょうか。

蝦名委員。

蝦名委員：ちょっと私、分からないものですから、教えていただきたいのですが。DVのことに関しては、こどもみらい課というところが担当になったのでしょうか。ちょっとよくわからないのですね。今まで男女共同参画課の担当だったのかなと思うのですが、今この資料とかを見ましてそう思いました。男女共同参画の計画とこどもみらい課の計画というものが、どこがどういうふうにしてやっていくのかちょっと私の中で混乱しているので、説明していただければと思います。

議長：今のご意見につきまして、一番最初にこどもみらい課に移管したという一言があったと思うのですが、もう少しその当たりのことを詳しくご説明していただくのと、ただ男女共同参画から全く離れたわけではないと思いますので、その当たりのことも今後の進め方についてもご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（齋藤）：私のほうから説明いたします。実は新あおもり男女共同参画プランをみておわかりのように、基本目標Ⅲには男女の人権が推進・擁護される社会の形成ということが載っております。今回、青少年・男女共同参画課から私どものほうに事業が移管されたのは、あくまで事業が移管されただけであって、総合調整という部分については青少年・男女共同参画課のほうに残っております。ある意味では事業だけ移ったというふうに、理解してもらえば。

議長：蝦名委員、このご説明でよろしいですか。ちょっとそれに一言添えさせていただきたいと思いますが、事業の中で実際の被害者支援にあたって、男女共同参画の視点、もっと言えばジェンダーの視点が不可欠だと思うのですね。そのことをこどもみらい課でどのように担保できるか、保証できるかということは是非これからもきちんと考えていただきたいと思います。

そのひとつとして、今日もそうですが事業の実施状況も含めてこの審議会で報告していただきまして、今日は事業がちょっと省略されましたが、事業等の省略の中でいかに今男女共同参画の視点あるいはジェンダーの視点が確保されているかということを確認できる

ようにしていただきたいなと思います。

国のほうでも女性に対する暴力は、このDVも含んで内閣府が統括しています。実施事業については厚生労働省がなっているのですが、全体的な統括と先程申しましたようにDVは児童虐待ですとか高齢者虐待とは異なる特徴を持っていますので、そのジェンダーの視点がなければ本当の意味での被害者支援はできないと思いますので、その意味で最初にこの男女共同参画課に置かれたのですね。だからそのことをきちんと踏まえた上で、今後、実際の事業を推進するに当たっては、こどもみらい課が統括するほうが効率的な部分があると思いますので、先程言ったようなことを担保していくようお願いしたいと思います。

以上で、よろしいですか。何かありますか。よろしいでしょうか。では、ちょっと時間が、私の配慮不足で押しております。最後になりますが、以上で今日の案件については締めさせていただきたいと思いますが、その他ということで、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

(4) その他

事務局（前田）：私のほうから1点、先程今回の会議の中で出ました「現状と施策」の施策一覧表についてですが、これについては出来次第、郵送で恐縮ですが送らせていただきたいと思います。本来それに対するご意見を頂戴する会議をもう1回できればいいのですが、こちらからのお願いで恐縮なのですが、それらに関するご意見は随時電話で結構ですし、また他の委員の方々のご意見の調整等が必要な場合は我々が間に入ってご意見を調整させていただきたいと思いますが。

それとその後、年内にこれ自体を作成して、施策だけではなくてこちらのほうには現状も出て参りますので、先程言いました議員さんの数だとかの経緯も載せられると思います。それについても同じように、ご意見等は電話等で頂戴できればと思います。誠に恐縮なのですが、委員の皆様の任期は先程説明がありましたように、1月30日までということになってございますが、実は次回の審議会は辞令交付等も兼ねまして2月を予定してございます。それまでにどうしても現状等を見た結果、どうしても必要だということであれば、また会長ともご相談して検討させていただきたいのですが、特になければ2月の時点で新委員のメンバーとなるかもしれませんけれども、20年2月以降次回会議を開催させていただきたいということでご了承いただきたいと思います。以上です。

議長：今ご説明がありましたように、当審議会の任期は1月30日までで、それまでもう開かれませんので、今回が最後ということになります。2年間に渡りまして改定プランの策定等、重要な案件が沢山ございました。それにつきまして委員の方々には本当にご熱心に真摯に取り組んでいただきまして、会長として心からお礼申し上げます。

それであと4分ぐらいあると思いますので、最初に申し上げた全員の、今日の顔合わせが最初で最後ということになってしまったので残念なのですが、全員の方にご発言いただくのは無理だと思いますので、これまでの会議の中でご発言がありませんでした三上晴子

委員と吉村委員のお2人から、今の会議についてのご感想・ご意見でも結構ですし、ごあいさつでも結構ですので、最後に一言お願いしたいと思います。

三上（晴）委員：今の会議とはちょっと離れるのですが、ちょっと関連もしています。農村女性の1人として、私の出身のほうで合併があったのです。今まで私の地区では昼のチャイムで時報をお知らせしていたのです。11時半にチャイムが鳴っていたのですけれども、合併によって12時になったのです。農家の人たちは時計を見る機会がないのでその時報がとても大切なのですけれども、その30分、12時に延びたことで労働時間が30分多くなったのですね。多くなったことによって、農村のほうでは男性が家事をするというのがまだ入っていませんので、そこから夫婦一緒に家に入って、昼食の仕度を奥さんがやるわけですが、奥さんがまたそこで家事にとられて、休憩時間がすごくなくなるのです。

その時に農村女性のチャレンジ支援という事業で、ViCウーマンと農林課長と語る会がありまして、そのことを伝えたのですね。そうしたらその時の農林課長が、早急にそういうことは、男女共同参画の労働時間とかそういうことにちょっとかけ離れてきたのだなということで、また、チャイムは12時なのですけれども「11時半になりました。」とアナウンスしてくれまして、大変農家の私たち女性はありがたく思っています。だからこういう事業が引き続き長く続くことを望みます。

議長：ありがとうございます。今のことで少し効果があるということですね。大変心強い発言をありがとうございました。2年間に渡ってどうもありがとうございました。

では最後になりましたが、吉村委員お願いいたします。

吉村委員：吉村でございます。今日は頂戴した資料を色々私なりに拝見しながら皆様のご議論を伺っていたわけですけれども、私どもの事業としても、ドメスティック・バイオレンスは、結構テレビの番組で、クローズアップ現代等を中心に取り上げて参りましたし、それから子どもに対する暴力、これも私どもの会社が一番早くその問題に着目したといえますかお伝えしたと自負している部分がひとつあります。

それから県庁の皆様のご尽力も含めてなのですけれども、いただいた資料の中で市町村議会議員の状況というので、黒石市と西目屋村だけがかろうじて女性議員の数が2桁、10%ちょっとだけ超えていると。中には0%の市町村がかなりあるということで、私どもから言えば視聴者の皆さんということになりましょうし、有権者の皆さんもしくは国民の皆さんの意識改革というのがどこまで進んでいくかということが、こういう事業の進展に深く関わっているなということを改めて思っています、我々放送事業者としてできることを今後最大限、続けて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長：どうぞよろしくお願いいたします。新プランの中にもメディアの積極的な活用ということで、メディアに大変大きな期待をかけておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。では全員に色々な形でご発言いただきましたので、これで終了させていただきます。

いと思います。

今日の審議会においては事務局との色々なやり取りがございましたけれども、新しいプランの実施に向けて共通の理解の基盤が、この会議によってできたのではないかと考えております。県の事務局の担当者の方々には、大変ご苦勞をこれからもお掛けするかと思いますが、どうぞ青森県の男女共同参画を推進していく上でご努力をお願いしたいと思います。また私たち審議会委員も、委員としての任期は1月30日までですが、それぞれの場所で推進に努力したいと思います。本当に皆様ご協力ありがとうございました。つたない司会で申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

4. 閉会

事務局（二瓶課長）：委員の皆様には長時間に渡り大変ご熱心にご審議いただきました。ありがとうございました。今日色々な意見を沢山いただきました。当課に関するものは早速対応したいと思いますし、その他のものにつきましては推進本部、推進会議等に諮りながら、各関係部局連携の上で取組んで参りたいと思います。これからもご指導方よろしくお願ひ申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

<以上終了>